

第105回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

名古屋市中区栄一丁目17番6号
コートヤード・バイ・マリオット名古屋
2階 セントラルボールルーム

決議事項

- 第1号議案：剰余金の処分の件
第2号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第3号議案：監査等委員である取締役4名選任の件

目次

・第105回定時株主総会招集ご通知	2
・議決権行使についてのご案内	3
・株主総会参考書類	5
・事業報告	2 3
・連結計算書類	4 1
・計算書類	4 3
・監査報告書	4 5

本年は、当社株主総会の会場を、従来の当社本店から「コートヤード・バイ・マリオット名古屋」に変更しております。
ご来場の際は、末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。
なお、次回以降の株主総会資料につきましては、一部の内容を除き、書面交付請求をされた株主さまに限り、書面でお送りする予定です。

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
創業80周年を間近に控えた当社は、カーボンニュートラル社会への移行、少子高齢化の進展、働き方改革への対応など、さまざまな課題に直面しております。
こうしたなか、本年4月には「中期経営計画2027」を発表し、挑戦や変革によってお客さまや社会に確かな価値を提供し続けることで持続的な成長を目指してまいります。
株主のみなさまにおかれましては、一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2023年6月

代表取締役社長 藤田 祐三



経営理念

快適環境の創造

社会のニーズに応える快適環境の創造をめざす

独自技術の展開

未来をみつめ独自性を誇りうる技術の展開をめざす

人間企業の実現

考え挑戦するいきいき人間企業の実現をめざす

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第105回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

https://www.toenec.co.jp/ir/stocks_info/general_meeting/index.html



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3～4ページの「議決権行使についてのご案内」に従って2023年6月27日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1.日 時	2023年6月28日（水曜日） 午前10時
2.場 所	名古屋市中区栄一丁目17番6号 コートヤード・バイ・マリオット名古屋 2階 セントラルボールルーム
3.目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第105期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第105期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件</p>

以上

- ・新型コロナウイルス感染予防措置を講じたうえで開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、インターネット等または書面による議決権の行使を含めてご検討いただきますようお願い申しあげます。
- ・当日は、発熱されている方や体調が特に悪いように見受けられる方につきましては、ご入場をお断りすることがあります。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合



株主総会開催日時 2023年6月28日（水曜日）午前10時

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、本定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人により議決権を行使される場合、当社定款に従い、議決権を有する当社の他の株主さま1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。なお、その際は代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出ください。

■ 株主総会にご出席されない場合



インターネット等により議決権を行使される場合

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後5時15分まで

次頁「インターネット等による議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、期限までに入力完了してください。



書面（議決権行使書用紙）により議決権を行使される場合

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後5時15分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

なお、ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案に「賛」の表示があったものとして取り扱います。

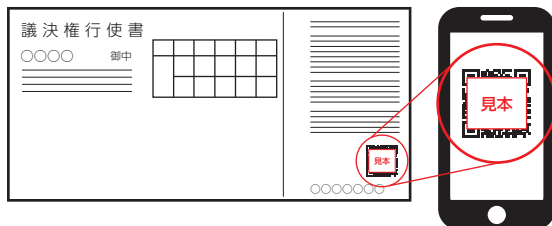
- ◎インターネット等による方法と議決権行使書を重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款第16条の定めに基づき、書面交付請求をされた株主さまに交付する書面には記載していません。
 - ・事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制の整備および運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ◎監査等委員会が監査した事業報告、監査等委員会および会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、書面交付請求をされた株主さまに交付する書面に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載の事項となります。

インターネット等による議決権行使についてのご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙の裏面左下に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

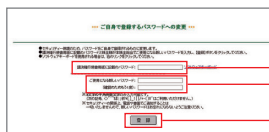
- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (受付時間9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社（株式会社ICJ）が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

【決議事項】

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当方針は、将来にわたる事業展開のための内部留保の充実などを総合的に勘案し、連結配当性向30%を目処とする配当を通じて業績に応じた利益還元を行うことを基本としております。

当期の業績は、特別損失の計上などにより親会社株主に帰属する当期純損益がマイナス（純損失）となりましたが、安定的な株主還元を行うという観点から、次のとおり配当を実施したいと存じます。また、別途積立金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えることといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金50円 総額934,708,250円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月29日

2. 剰余金の処分にに関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目およびその額
別途積立金 8,000,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 8,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員は任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、公正性・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、任意の指名・報酬委員会の審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名				現在の当社における地位	
1	再任	いけ 池	やま 山	たつ 竜	お 夫	取締役 専務執行役員
2	再任	たき 滝	もと 本	つく 嗣	ひさ 久	代表取締役 副社長執行役員
3	再任	ひら 平	た 田	こう 幸	じ 次	取締役 専務執行役員
4	再任	ふじ 藤	た 田	ゆう 祐	ぞう 三	代表取締役社長 社長執行役員
5	再任	ほり 堀	うち 内	やす 保	ひこ 彦	代表取締役 副社長執行役員
6	再任	やま 山	ざき 崎	しげ 重	みつ 光	取締役 専務執行役員
7	再任	いい 飯	づか 塚		あつし 厚	取締役
8	再任	う 鶉	かい 飼	ひろ 裕	ゆき 之	取締役
9	再任	よし 吉	もと 本	あき 明	こ 子	取締役

候補者番号

1 いけ やま たつ お
池 山 竜 夫 (1964年4月13日生)



再任

所有する当社株式の数

1,913株

略歴、地位、担当

- 1987年 4月 当社 入社
- 2013年 6月 当社 執行役員 三重支店営業部長兼工事グループ長
- 2013年 7月 当社 執行役員 営業本部空調管統括部長
- 2016年 7月 当社 執行役員 空調管本部空調管統括部長
- 2018年 4月 当社 執行役員 三重支店長
- 2021年 4月 当社 専務執行役員 情報システム部、情報通信統括部統括
- 2022年 4月 当社 専務執行役員 技術研究開発部、情報システム部、
情報通信統括部統括
- 2022年 6月 当社 取締役 専務執行役員 技術研究開発部、情報システム部、
情報通信統括部統括 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

池山竜夫氏は、長年にわたり空調管部門の業務に従事し、工事全般に関する業務に精通しており、空調管統括部長、三重支店長を歴任後、現在は技術研究開発、情報通信部門を統括する専務執行役員として、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号

2 ^{たき} 滝 ^{もと} 本 ^{つぐ} 嗣 ^{ひさ} 久 (1962年12月11日生)



再任

所有する当社株式の数

2,506株

略歴、地位、担当

- 1986年 4月 当社 入社
- 2013年 6月 当社 参与 配電本部 地中線部副部长
- 2014年 6月 当社 執行役員 静岡支店長
- 2018年 4月 当社 執行役員 東京本部副本部長
- 2020年 4月 当社 専務執行役員 東京本部長
- 2020年 6月 当社 取締役 専務執行役員 東京本部長
- 2022年 4月 当社 代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐
経営企画部、経理部、資材部統括
- 2023年 4月 当社 代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐
秘書部、人事部、教育センター、資材部統括〔現任〕

■ 取締役候補者とした理由

滝本嗣久氏は、長年にわたり地中線工事部門の業務に従事し、地中線工事全般に関する業務に精通しているほか、静岡支店長、東京本部長を歴任し経営効率化や受注拡大に向けて積極的に取り組み、現在は代表取締役として、経営全般に関して社長を補佐しつつ中期経営計画に基づく諸施策を強力に推進するとともに、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号

3 ひら た こう じ 平 田 幸 次 (1959年1月18日生)



再任

所有する当社株式の数

3,708株

略歴、地位、担当

- 1981年 4 月 当社 入社
- 2010年 7 月 当社 岐阜支店営業部長
- 2012年 6 月 当社 執行役員 営業本部技術統括部長
- 2013年 7 月 当社 参与 営業本部内線統括部副部長
- 2014年 6 月 当社 常務執行役員 営業本部内線統括部長
- 2017年 4 月 当社 専務執行役員 海外事業部統括 営業本部長
- 2017年 6 月 当社 取締役 専務執行役員 海外事業部統括 営業本部長
- 2018年 4 月 当社 取締役 専務執行役員 国際事業統括部統括 営業本部長〔現任〕
(2018年4月 海外事業部から国際事業統括部へ組織改定)

■ 取締役候補者とした理由

平田幸次氏は、長年にわたり当社の主要部門である屋内線部門の業務に従事し、現在は営業本部長として屋内線部門を統括し営業・施工体制の強化に取り組むとともに、国際事業統括部統括として海外案件の安定受注に向けて諸施策に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号

4 ^{ふじ} 藤 ^た 田 ^{ゆう} 祐 ^{ぞう} 三 (1959年4月19日生)



再任

所有する当社株式の数

4,140株

略歴、地位、担当

- 2008年 6 月 中部電力株式会社 エネルギー事業部付 株式会社シーエナジー出向
株式会社シーエナジー 代表取締役社長
- 2011年 7 月 中部電力株式会社 販売本部配電部長
- 2012年 7 月 同社 お客さま本部配電部長
(2013年5月から2013年6月まで計画グループ部長を兼務)
- 2014年 7 月 同社 執行役員 お客さま本部配電部長
- 2015年 7 月 同社 常務執行役員 名古屋支店長
- 2018年 4 月 当社 専務執行役員 東京本部長
- 2018年 6 月 当社 取締役 専務執行役員 経営全般に関し社長を補佐
- 2020年 4 月 当社 代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐
秘書部、技術研究開発部、情報通信統括部統括
- 2021年 4 月 当社 代表取締役社長 社長執行役員〔現任〕

■ 取締役候補者とした理由

藤田祐三氏は、東京本部長在任時には関東エリアでの受注拡大に向けた営業・施工体制の強化、新たな収益源確保に積極的に取り組んだほか、現在は代表取締役社長として、当社および当社グループを牽引し中期経営計画に基づく諸施策を強力に推進して当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力するとともに、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号

5 ほり うち やす ひこ
堀 内 保 彦 (1957年12月18日生)



再任

所有する当社株式の数

3,526株

略歴、地位、担当

1981年 4月 当社 入社
2010年 6月 当社 理事 配電本部地中線部長
2011年 6月 当社 執行役員 配電本部地中線部長
2012年 6月 当社 執行役員 静岡支店長
2014年 6月 当社 常務執行役員 営業本部副本部長 海外事業部統括補佐
2016年 6月 当社 取締役 専務執行役員 営業本部副本部長 海外事業部統括補佐
2016年 7月 当社 取締役 専務執行役員 空調管本部長
2019年 4月 当社 取締役 専務執行役員 エネルギー事業部統括 空調管本部長
2020年 4月 当社 代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐
エネルギー事業部統括 空調管本部長〔現任〕

■ 取締役候補者とした理由

堀内保彦氏は、空調管本部長として空調管部門を統括し営業・施工体制の強化に取り組むとともに、関東エリアでの受注拡大や製造業からの受注拡大に向け、子会社（旭シンクロテック株式会社）とのシナジー効果の最大化を図る体制を構築するなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、代表取締役として、経営全般に関して社長を補佐しつつ中期経営計画に基づく諸施策を強力に推進するとともに、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号

6 やま ざき しげ みつ
山 崎 重 光 (1965年3月25日生)



再任

所有する当社株式の数

2,900株

略歴、地位、担当

- 1987年 4月 当社 入社
- 2015年 6月 当社 参与 経営企画室副室長
- 2016年 7月 当社 執行役員 経営企画部副部長兼経営管理グループ長
- 2017年 4月 当社 執行役員 営業本部内線統括部長
- 2021年 4月 当社 執行役員 人事部長
- 2022年 4月 当社 専務執行役員 東京本部長
- 2022年 6月 当社 取締役 専務執行役員 東京本部長〔現任〕

■ 取締役候補者とした理由

山崎重光氏は、長年にわたり屋内線部門の業務に従事し、工事全般に関する業務に精通しているほか、経営企画室副室長、人事部長を歴任し、現在は東京本部長として関東エリアでの受注拡大に向けて取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号

7 ^い飯 ^づ塚 ^{あつし}厚 (1959年5月12日生)



再任 **社外** 独立

所有する当社株式の数

605株

略歴、地位、担当

- 2001年7月 三重県総合企画局長、総務局長
- 2006年7月 財務省主計局主計官（農林水産）
- 2009年7月 同省 理財局総務課長
- 2012年12月 内閣官房日本経済総合事務局次長
- 2014年7月 財務省理財局次長
- 2015年7月 同省 東海財務局長
- 2016年7月 国税庁次長
- 2017年7月 財務省関税局長（2018年7月 同省退職）
- 2018年11月 SOMPOホールディングス株式会社顧問
- 2019年1月 損保ジャパン日本興亜総合研究所株式会社理事長（2020年6月退任）
- 2020年6月 当社 社外取締役（非常勤）〔現任〕
日本郵政株式会社専務執行役
- 2021年6月 日本郵政株式会社代表執行役副社長〔現任〕

■ 重要な兼職の状況

日本郵政株式会社代表執行役副社長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

飯塚厚氏は、長年にわたる行政官等の多様な経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的・中立的な立場で当社経営に対して指導・助言をいただくとともに、任意の指名・報酬委員会および親子取引審議委員会の委員として当社経営に対する実効性の高い監督を行っております。

これらの経験および見識に基づき、引き続き社外取締役として適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

■ 独立性について

飯塚厚氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員であり、同氏が取締役役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

■ 社外取締役としての在任期間

本総会の終結の時をもって3年

候補者番号

8 ^う 鶉 ^{かい} 飼 ^{ひろ} 裕 ^{ゆき} 之 (1954年3月5日生)



再任 社外 独立

所有する当社株式の数

126株

略歴、地位、担当

- 2005年 4月 国立大学法人名古屋工業大学大学院工学研究科教授
- 2007年 4月 同大学 大学院工学研究科情報工学専攻長兼務
- 2009年 4月 同大学 大学院工学研究科創成シミュレーション工学専攻長兼務
- 2010年 4月 同大学 副学長兼同大学院工学研究科教授
- 2011年 4月 同大学 次世代自動車工学教育研究センター長兼務
- 2013年 4月 同大学 留学生センター長兼務
- 2014年 4月 同大学 学長
- 2020年 4月 学校法人東邦学園愛知東邦大学副学長兼経営学部教授
学校法人東邦学園理事〔現任〕
- 2021年 4月 学校法人東邦学園愛知東邦大学学長〔現任〕
- 2021年 6月 ASTI株式会社社外取締役（監査等委員）〔現任〕
- 2022年 6月 当社 社外取締役（非常勤）〔現任〕

■ 重要な兼職の状況

学校法人東邦学園理事
学校法人東邦学園愛知東邦大学学長
ASTI株式会社社外取締役（監査等委員）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

鶉飼裕之氏は、長年にわたる学校経営を通じて培われた豊富な経験と工学博士としての専門的知見など幅広い見識を有しており、その経験および見識に基づき、客観的・中立的な立場で当社経営に対して指導・助言をいただくとともに、任意の指名・報酬委員会および親子取引審議委員会の委員として当社経営に対する実効性の高い監督を行っております。

これらの経験および見識に基づき、引き続き社外取締役として適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

■ 独立性について

鶉飼裕之氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員であり、同氏が取締役になされた場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

■ 社外取締役としての在任期間

本総会の終結の時をもって1年

候補者番号

9 よしもと あきこ (1963年2月4日生)



再任 社外 独立

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当

- 1985年 4月 労働省（現厚生労働省）入省
- 2013年 7月 愛知県副知事
- 2015年 7月 厚生労働省大臣官房審議官（労災担当）
- 2015年10月 同省 大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）
- 2017年 7月 同省 中央労働委員会事務局審議官（調整、企画広報担当）
- 2018年 7月 同省 人材開発統括官
- 2019年 7月 同省 中央労働委員会事務局長（2021年10月 同省退職）
- 2022年 2月 ポストンコンサルティンググループシニアアドバイザー（現任）
- 2022年 6月 当社 社外取締役（非常勤）〔現任〕

■ 重要な兼職の状況

ポストンコンサルティンググループシニアアドバイザー

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

吉本明子氏は、長年にわたる労働分野における行政官等の多様な経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的・中立的な立場で当社経営に対して指導・助言をいただくとともに、親子取引審議委員会の委員として当社経営に対する実効性の高い監督を行っております。

これらの経験および見識に基づき、引き続き社外取締役として適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

■ 独立性について

吉本明子氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員であり、同氏が取締役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

■ 社外取締役としての在任期間

本総会の終結の時をもって1年

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、トーエネック役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
4. 当社は、非業務執行取締役である飯塚厚氏、鶴飼裕之氏および吉本明子氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定により、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、各氏が原案どおり選任された場合は、同責任限定契約を継続する予定であります。
5. 飯塚厚氏は、2023年6月21日開催の日本郵政株式会社の第18回定時株主総会で同社取締役に就任予定であります。
6. 吉本明子氏は、2023年6月29日開催の宝ホールディングス株式会社の第112回定時株主総会で同社社外監査役に就任予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役全員は任期満了となりますので、社外取締役3名を含む監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、公正性・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、任意の指名・報酬委員会の審議を経ております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名				現在の当社における地位
1	再任	木	村	昌彦	取締役 監査等委員（常勤）
2	再任	社外	独立	柴田光明	社外取締役 監査等委員（非常勤）
3	再任	社外	独立	すぎ杉田勝彦	社外取締役 監査等委員（非常勤）
4	新任	社外		てら寺田修一	—

候補者番号

1 ^き木 ^{むら}村 ^{まさ}昌 ^{ひこ}彦 (1959年12月21日生)



再任

所有する当社株式の数

2,858株

略歴、地位、担当

1982年4月	当社 入社
2008年7月	当社 経理部副部長兼会計第一課長
2011年6月	当社 執行役員 秘書室長
2014年6月	当社 執行役員 経理部長
2018年4月	当社 執行役員 長野支店長
2021年4月	当社 監査役室 顧問（常勤）
2021年6月	当社 取締役 監査等委員（常勤）〔現任〕

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

木村昌彦氏は、長年にわたり主に経理部門の業務に従事し会計全般に関する相当程度の知見を有しているほか、長野支店長在任時には地域密着型営業の実践や経営効率化に積極的に取り組み、豊富な経験と相当の知見を有しております。

これらの経験と実績に基づき、客観的・中立的な立場で適切に監査・監督を行うことにより、当社の業務執行の監督機能の強化を図るため、同氏が適任であると判断し、監査等委員である取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号

2 ^{しば}柴 ^た田 ^{みつ}光 ^{あき}明 (1953年1月26日生)



再任

社外

独立

所有する当社株式の数

182株

略歴、地位、担当

- | | |
|---------|--|
| 1976年4月 | 監査法人伊東会計事務所（2001年1月 中央青山監査法人と合併）入所 |
| 1981年3月 | 公認会計士登録 |
| 2003年5月 | 中央青山監査法人（2006年9月 みずほ監査法人に名称変更後、解散）代表社員 |
| 2007年8月 | あずさ監査法人代表社員 |
| 2013年7月 | 有限責任 あずさ監査法人監事 |
| 2015年6月 | 有限責任 あずさ監査法人退所 |
| 2015年7月 | 公認会計士柴田光明事務所開設
同事務所所長（現任） |
| 2019年6月 | 当社 社外監査役 |
| 2021年6月 | 当社 社外取締役 監査等委員（非常勤）（現任） |

■ 重要な兼職の状況

公認会計士 公認会計士柴田光明事務所所長

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

柴田光明氏は、長年の公認会計士として培われた財務および企業会計に関する高度な知識と豊富な経験を有しております。その経験および見識に基づき、客観的・中立的な立場で当社経営に対して監査・監督をしていただくとともに、親子取引審議委員会の委員として当社経営に対する実効性の高い監督を行うなど、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待するためであります。

同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

■ 独立性について

柴田光明氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員であり、同氏が取締役役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

■ 社外取締役としての在任期間

本総会の終結の時をもって2年

候補者番号

3 すぎ た かつ ひこ
杉 田 勝 彦 (1954年4月12日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

182株

略歴、地位、担当

1984年4月	弁護士登録 石原法律事務所（現 石原総合法律事務所）入所
2004年4月	石原総合法律事務所 副所長〔現任〕
2008年4月	津島市固定資産税評価等審査委員〔現任〕
2009年4月	名古屋簡易裁判所調停委員〔現任〕
2012年9月	豊島株式会社 社外監査役〔現任〕
2014年4月	愛西市情報公開審査会委員
2014年9月	同審査会会長〔現任〕
2015年6月	当社 社外監査役
2016年6月	愛西市行政不服審査会 会長〔現任〕
2021年6月	当社 社外取締役 監査等委員（非常勤）〔現任〕

■ 重要な兼職の状況

弁護士 石原総合法律事務所副所長

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

杉田勝彦氏は、長年の弁護士として培われた企業法務に関する高度な知識と豊富な経験を有しております。その経験および見識に基づき、客観的・中立的な立場で当社経営に対して監査・監督をしていただくとともに、任意の指名・報酬委員会および親子取引審議委員会の委員として当社経営に対する実効性の高い監督を行うなど、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待するためであります。

同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

■ 独立性について

杉田勝彦氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員であり、同氏が取締役役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

■ 社外取締役としての在任期間

本総会の終結の時をもって2年

候補者番号

4 寺 田 修 一 (1958年4月27日生)



新任 社外

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当

2007年 7月 中部電力株式会社 東京支社 副支社長
2009年 7月 同社 法務部長
2012年 7月 同社 執行役員 法務部長
2017年 4月 中部精機株式会社 取締役
2019年 6月 中部電力株式会社 監査役〔現任〕
2020年 4月 中部電力パワーグリッド株式会社 監査役〔現任〕

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

寺田修一氏は、長年にわたり上場会社の法務部門の業務に従事し企業法務に関する相当程度の知見を有しているほか、上場会社の常勤監査役として培われた企業監査に関する相当程度の経験と知見を有しております。

その経験および見識に基づき、客観的・中立的な立場で当社経営に対して監査・監督をしていただくとともに、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待するためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、トーエネック役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。
4. 当社は、木村昌彦氏、柴田光明氏および杉田勝彦氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定により、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、各氏が原案どおり選任された場合は、同責任限定契約を継続する予定であります。また、寺田修一氏が原案どおり選任された場合は、同氏との間においても同責任限定契約を締結する予定であります。
5. 寺田修一氏が監査役として在任している中部電力株式会社は、中部地区等における特別高圧電力、高圧電力の供給に関し、2023年3月30日、独占禁止法にもとづく課徴金納付命令を受けました。
また、同氏が監査役として在任している中部電力パワーグリッド株式会社は、託送業務システムで管理しているお客さま情報を中部電力ミライズ株式会社およびその委託先へ漏えいした件に関し、2023年4月17日、電力・ガス取引監視等委員会より業務改善勧告を受けるとともに、経済産業省の再生可能エネルギー業務管理システムを閲覧するために付与されたID等を適切に管理しておらず、中部電力ミライズ株式会社の従業員が閲覧可能な状態となっていた件に関し、同日、資源エネルギー庁より指導を受けました。
同氏は、それぞれの取締役会または監査役会等において、内部統制システムの整備・運用状況の確認・監査やグループガバナンスの視点に立った提言を行っているほか、コンプライアンスのさらなる徹底に向けた取り組みの内容を確認し、適宜助言等を行うなど、その職責を果たしております。

<ご参考>取締役候補者のスキルマトリックス

取締役会は、その役割・責務である、「企業戦略等の方向性付け」「経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備」「独立した客観的な立場から実効性の高い監督」を果たし、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、多様な経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有する取締役で構成することとしております。

氏名	独立 社外	特に期待する分野						
		企業経営	営業・ マーケティング	技術・ 品質・DX	財務会計	法務・ リスク管理	国際性	ESG (環境・社会・ ガバナンス)
藤田 祐三		○	○	○		○		○
滝本 嗣久		○			○	○	○	○
堀内 保彦		○	○	○			○	○
飯塚 厚	●	○			○	○		
鵜飼 裕之	●	○		○				○
吉本 明子	●	○				○		○
平田 幸次		○	○	○			○	
池山 竜夫		○	○	○				○
山崎 重光		○	○	○				○
寺田 修一		○				○		
杉田 勝彦	●				○	○		
柴田 光明	●				○	○		
木村 昌彦					○	○		

※上表は各人の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

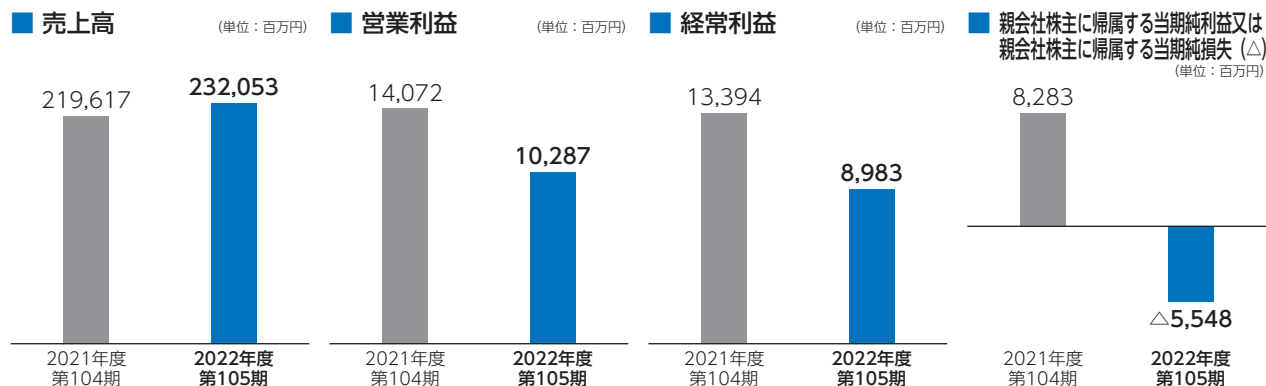
(1) 事業の経過およびその成果

当期における我が国経済は、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、緩やかに持ち直しの動きが続きました。建設業界においても、公共投資は底堅い動きで推移し、民間設備投資は堅調な企業収益等を背景に持ち直しの動きがみられましたが、一方で原材料価格の高騰やサプライチェーンの混乱、急激な為替変動などの影響が懸念される状況にありました。

当社グループは、中期経営計画2022（2020年度～2022年度）の重点方針（①事業拡大と基盤強化、②収益力向上に向けた競争力の強化、③人材の育成強化、④企業風土改革の推進）に基づき、成長が見込まれるエリア（首都圏、近畿圏等）や業種（半導体、医療・医薬関連等）における営業活動の強化や柔軟な施工体制の構築、積極的な技術者の採用、人材育成の強化、働き方改革およびかいぜん活動の推進等の諸施策を進めてまいりました。また、企業の存続にはお客さまや社会との信頼関係が不可欠であることから、安全・品質の確保やコンプライアンスの推進、ガバナンスの強化等にも継続的に取り組んでまいりました。

この結果、中期経営計画2022の最終年度にあたる当連結会計年度の業績は、受注高、売上高ともに過去最高水準となりました。しかしながら工事の進捗が当初の想定を下回ったことに加え、一部の工事および事業で採算性が低下したこと、太陽光発電事業に係る固定資産の減損損失等を計上したことなどにより、数値目標（売上高2,450億円、経常利益120億円、ROE 6.5%）に対しては未達となりました。

〔連結業績〕	売上高	2,320億5千3百万円 (対前期比 5.7%増)
	営業利益	102億8千7百万円 (対前期比 26.9%減)
	経常利益	89億8千3百万円 (対前期比 32.9%減)
	親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△55億4千8百万円



各事業部門の業績は、次のとおりであります。

① 企業集団の事業セグメント別業績の状況

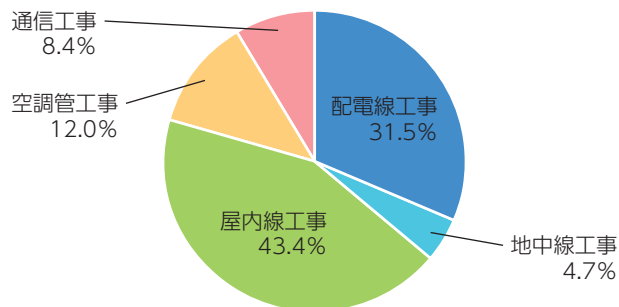
区 分	受注高	前期比	売上高	前期比
設備工事業	258,971百万円	22.9%	214,981百万円	5.6%
エネルギー事業	—	—	12,522百万円	8.1%
その他	—	—	4,549百万円	2.9%
合 計	258,971百万円	22.9%	232,053百万円	5.7%

② 当社の部門別業績の状況

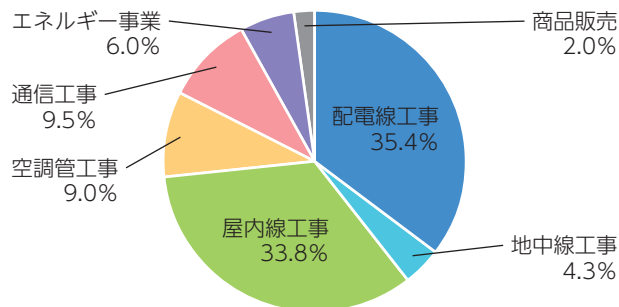
区 分		受注高	前期比	売上高	前期比
設備工事	配電線工事	73,042百万円	△3.4%	73,500百万円	2.5%
	地中線工事	10,984百万円	15.2%	8,934百万円	△7.7%
	屋内線工事	100,512百万円	56.8%	70,067百万円	14.1%
	空調管工事	27,917百万円	37.9%	18,609百万円	△4.4%
	通信工事	19,377百万円	2.0%	19,781百万円	△0.6%
	計	231,835百万円	23.0%	190,894百万円	4.8%
兼業事業	エネルギー事業	—	—	12,522百万円	8.1%
	商品販売	—	—	4,202百万円	4.7%
	計	—	—	16,724百万円	7.2%
合 計	231,835百万円	23.0%	207,618百万円	5.0%	

(注) 受注高については、「設備工事」に対応する金額を記載しています。

受注高構成比



売上高構成比



(2) 設備投資等の状況

当社グループの当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は59億5千6百万円であり、そのうち主なものは、工用の車両・機械・工具の取得によるものです。なお、設備投資の金額には、無形固定資産、長期前払費用への投資を含んでいます。

また、エネルギー事業における静岡県の太陽光発電事業計画に係る固定資産（建設仮勘定等）について、第2四半期において事業の見通しが不透明となり、当初想定していた収益が見込めなくなったため、減損損失（100億4百万円）を計上しております。本事業計画については、2023年1月24日開催の取締役会において撤退を決議しております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の景気見通しにつきましては、ウィズコロナの下で持ち直しが期待されるものの、不安定な国際情勢や世界的な金融引締めなど、下振れのリスクは依然として残されています。

建設業界におきましては、公共投資に加え、民間設備投資も堅調な推移を見込む一方で、原材料価格の高騰や、サプライチェーンの混乱等が事業環境に与える影響について、引き続き注視が必要な状況であります。

このような状況のもと、当社グループにおいては中期経営計画2027（2023年度～2027年度）をスタートさせました。新たな中期経営計画では、カーボンニュートラル社会への移行、デジタル技術の発展、少子高齢化の進行といった事業環境の変化を踏まえた上で、お客さまや社会と共に成長し続けていくための取り組むべき施策を4つの基本方針（①成長分野への挑戦、②既存事業の深化、③人材投資の更なる拡充、④経営基盤の強化）にまとめております。将来を見据えたエリア戦略の展開、グループ一体でのバリューチェーンの強化、働き方改革の推進、安全・施工品質の確保などに、なお一層取り組んでまいります。

基本方針を力強く推進するための3つの重要なテーマ（カーボンニュートラルへの取り組み、デジタル化・DXの推進、人材の確保・活躍推進）を成長ドライバーに位置付けております。これらにより、ZEB化や省・創・活エネに関するサービスなど、多様化するお客さまのカーボンニュートラルへの対応に、積極的に取り組んでまいります。また、DX推進基本方針および人材戦略を策定し、これらの方針・戦略のもと、デジタル技術を活用し更なる生産性の向上や新たな価値の創出に取り組むとともに、成長の源泉である人材の質・量を高めるため、積極的な採用活動の展開や人材育成の強化、働きがい・働きやすさを実感できる職場環境づくりに努めてまいります。

これまで引き継がれてきた理念、使命、経営基盤をベースとしつつ、挑戦や変革によってこれから先もお客さまや社会へ確かな価値を提供し続けることで、持続的な成長を実現してまいります。

中期経営計画2027（2023年度～2027年度）

数値目標（連結）

売上高 2,700 億円

経常利益 180 億円

ROE 8.0 %

基本方針

1 成長分野への挑戦

- お客さまのカーボンニュートラルへの対応
- 再生可能エネルギー関連事業および工事の強化
- DX関連投資やポストコロナへの対応
- 将来を見据えたエリア戦略の展開
- アジアを中心とした海外事業の更なる強化
- 新規事業の創出・展開
- 付加価値創出に資する技術研究開発および事業展開に向けた取り組みの推進

3 人材投資の更なる拡充

- 持続的な成長の実現に向けた人材の確保
- 人材育成の更なる強化・充実
- ダイバーシティの確保
- いきいきと活躍できる職場づくり
- 働き方改革の推進

2 既存事業の深化

- 営業・施工における総合体制の強化
- グループ一体でのバリューチェーンの強化
- 施工力・技術力の更なる向上
- 効率化・生産性向上の取り組み推進
- 電力安定供給体制の構築に向けた施工体制の維持・充実
- コスト競争力の強化

4 経営基盤の強化

- 安全・施工品質の確保
- 健全で透明性の高い企業運営の維持
- ステークホルダーとの信頼関係強化
- ゼロエミッションに向けた取り組みの着実な実施

成長ドライバー

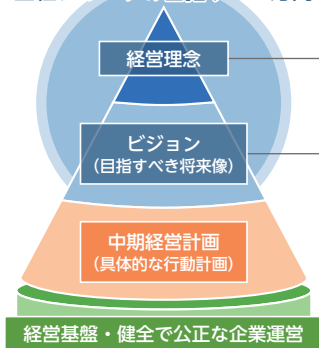
カーボンニュートラルへの取り組み

デジタル化・DXの推進

人材の確保・活躍推進

【ご参考】

当社グループの目指すべき方向



- 1 社会のニーズに応える快適環境の創造をめざす。
- 2 未来をみつめ独自性を誇りうる技術の展開をめざす。
- 3 考え挑戦するいきいき人間企業の実現をめざす。

お客さまと、社会と、人と、共に成長し続ける総合設備企業へ

人材の力を最大限に引き出し、確かな技術でお客さまや社会に対して共通価値を創出し続けることで皆さまと共に持続的な成長を達成する

お客さまと共に	お客さまへのお役立ちを追求し期待され必要とされる価値提供を通じてお客さまと共に成長
社会と共に	当社の技術を活かした事業展開により社会的課題の解決に貢献し社会と共に持続的に発展
人（仲間）と共に	安全・安心にいきいきと働ける職場環境を醸成し皆が仕事に『誇り・喜び』を感じ仲間と共に成長を実感

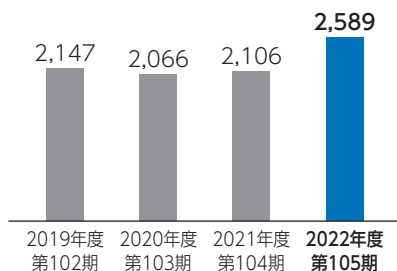
(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	2019年度 第102期	2020年度 第103期	2021年度 第104期	2022年度 第105期
受注高	214,704百万円	206,695百万円	210,662百万円	258,971百万円
売上高	224,843百万円	215,677百万円	219,617百万円	232,053百万円
経常利益	12,511百万円	13,726百万円	13,394百万円	8,983百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	9,314百万円	8,832百万円	8,283百万円	△5,548百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	498円34銭	472円57銭	443円23銭	△296円83銭
総資産	292,299百万円	308,232百万円	301,599百万円	300,172百万円

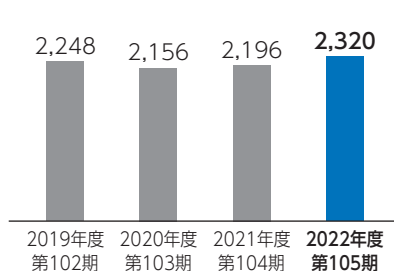
■ 受注高

(単位：億円)



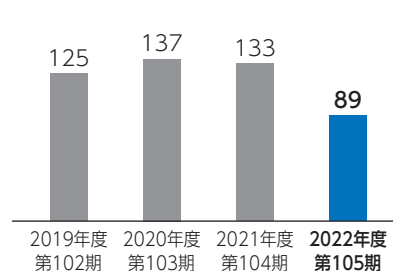
■ 売上高

(単位：億円)

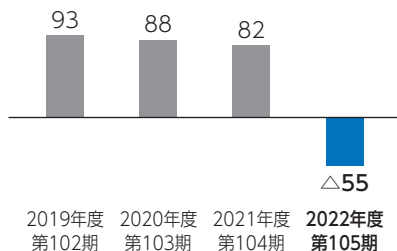


■ 経常利益

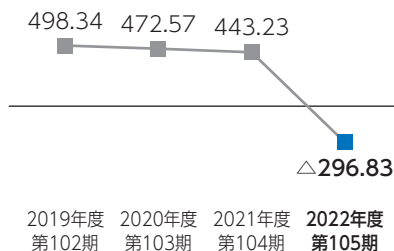
(単位：億円)



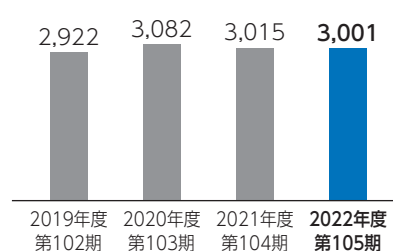
■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (単位：億円)



■ 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (単位：円)



■ 総資産 (単位：億円)

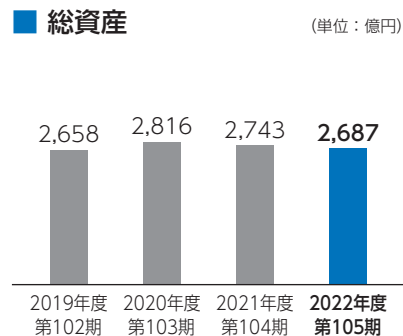
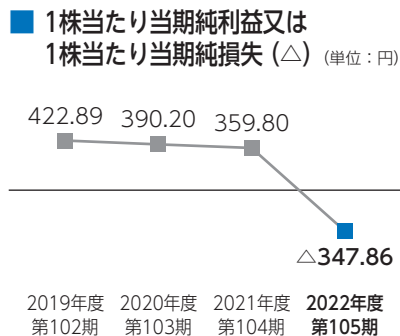
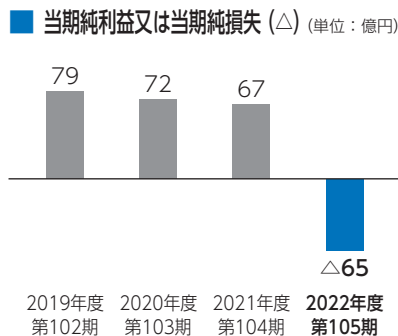
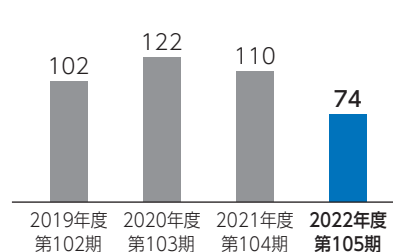
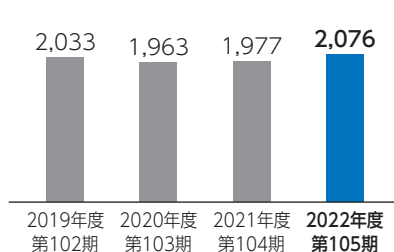
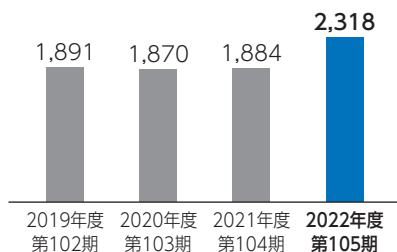


② 当社の財産および損益の状況

区 分	2019年度 第102期	2020年度 第103期	2021年度 第104期	2022年度 第105期
受注高	189,198百万円	187,063百万円	188,487百万円	231,835百万円
売上高	203,392百万円	196,351百万円	197,749百万円	207,618百万円
経常利益	10,223百万円	12,241百万円	11,053百万円	7,412百万円
当期純利益又は 当期純損失 (△)	7,904百万円	7,292百万円	6,724百万円	△6,502百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	422円89銭	390円20銭	359円80銭	△347円86銭
総資産	265,886百万円	281,694百万円	274,375百万円	268,781百万円

(注) 1. 各年度の受注高については、「設備工事」に対応する金額を記載しています。
 2. 第104期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第104期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額を記載しています。

■ 受注高 (単位：億円) ■ 売上高 (単位：億円) ■ 経常利益 (単位：億円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

ア. 親会社との関係

会社名	所在地	資本金	親会社の当社への出資比率	主要な事業内容
中部電力株式会社	愛知県名古屋	430,777百万円	50.01%	電気事業

(注) 1. 出資比率は、自己株式を含めて計算しています。
2. 当社は、親会社ならびに中部電力パワーグリッド株式会社および中部電力ミライズ株式会社より配電設備の新增設工事や、その他修繕工事等を受注しています。

イ. 親会社との間の取引に関する事項

中部電力株式会社ならびに中部電力パワーグリッド株式会社および中部電力ミライズ株式会社との取引については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ決定することとしています。なお、上記3社との重要な取引等に関わる契約については、独立社外取締役で構成された親子取引審議委員会の答申を受けたうえで、取締役会で審議し、当社の利益を害さないことを確認したうえで締結しています。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社トーエネックサービス	100百万円	100%	設備工事および事務機器の賃貸
旭シンクロテック株式会社	40百万円	100%	プラント配管工事
統一能科建築安装（上海）有限公司 （トーエネックシャンハイ）	41百万中国元	100%	電気、空調工事
TOENEC (THAILAND) CO., LTD. （トーエネック（タイランド））	10百万タイバーツ	100%	—
TOENEC PHILIPPINES INCORPORATED （トーエネックフィリピン）	1百万フィリピンペソ	40%	電気、空調、給排水工事
PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA （アサヒシンクロテックインドネシア）	35,750百万 インドネシアルピア	96%	電気、空調、プラント配管工事

(注) 1. PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA（アサヒシンクロテックインドネシア）の株式は、旭シンクロテック株式会社を通じての間接所有です。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
3. TOENEC (THAILAND) CO., LTD.（トーエネック（タイランド））は、Tri-En TOENEC Co., Ltd.（トライエントーエネック）への事業移管が終了し清算手続き中です。

③ 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
PFI豊川宝飯齋場株式会社	100百万円	36%	齋場施設の運営・維持管理
株式会社中部プラントサービス	240百万円	20%	発電設備の建設・保守運転事業
Tri-En TOENEC Co., Ltd. (トライエントーエネック)	114百万タイバーツ	30%	電気、空調工事
HAWEE MECHANICAL AND ELECTRICAL JOINT STOCK COMPANY (ハウイー)	300,000百万 ベトナムドン	40%	電気、空調工事

(7) 重要な企業結合等の状況

- ① 事業の譲渡、譲り受け、合併、会社分割等企業再編行為
特記すべき事項はありません。
- ② 他の会社の株式の取得および処分
特記すべき事項はありません。
- ③ 重要な業務提携や技術提携
特記すべき事項はありません。

(8) 主要な事業内容

区分	事業内容
配電線工事	配電線・引込線などの新設、改修、補修工事 (配電線工事には省エネルギー住宅設備工事、太陽光発電設備工事を含む)
地中線工事	地中送配電線工事
屋内線工事	ビル・工場などの屋内線工事
空調管工事	ビル・工場などの空調、給排水、衛生設備工事
通信工事	情報通信ネットワークの基盤整備工事
エネルギー事業	太陽光発電事業、学校空調システムサービス、マンション高圧一括受電サービス事業
商品販売	電線類や工事用材料などの販売

(9) 主要な営業所等

① 当社

- ア. 本店 愛知県名古屋市中区栄一丁目20番31号
愛知県名古屋市港区千年三丁目1番32号（本店別館）

イ. その他の営業所

名称	所在地	名称	所在地
中部本部	愛知県名古屋市	静岡支店	静岡県静岡市
東京本部	東京都豊島区	三重支店	三重県津市
大阪本部	大阪府大阪市	岐阜支店	岐阜県岐阜市
名古屋支店	愛知県名古屋市	長野支店	長野県長野市
岡崎支店	愛知県岡崎市		

ウ. 研究機関

名称	所在地
技術研究開発部	愛知県名古屋市

② 重要な子会社

会社名	所在地	会社名	所在地
株式会社トーエネックサービス	愛知県名古屋市	TOENEC (THAILAND) CO., LTD. (トーエネック (タイランド))	タイ王国
旭シンクロテック株式会社	東京都港区	TOENEC PHILIPPINES INCORPORATED (トーエネックフィリピン)	フィリピン共和国
統一能科建築安装 (上海) 有限公司 (トーエネックシャンハイ)	中華人民共和国	PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA (アサヒシンクロテックインドネシア)	インドネシア共和国

③ 持分法適用会社

会社名	所在地	会社名	所在地
PFI豊川宝飯斎場株式会社	愛知県豊川市	Tri-En TOENEC Co., Ltd. (トライエントーエネック)	タイ王国
株式会社中部プラントサービス	愛知県名古屋市	HAWEE MECHANICAL AND ELECTRICAL JOINT STOCK COMPANY (ハウイー)	ベトナム 社会主義共和国

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,038名	100名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,808名	65名増

(11) 主要な借入先

企業集団における主要な借入先

借入先	借入額
シンジケートローン	23,463百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,100百万円
株式会社三井住友銀行	1,550百万円
株式会社八十二銀行	1,200百万円
株式会社大垣共立銀行	750百万円
三井住友信託銀行株式会社	700百万円
株式会社みずほ銀行	550百万円

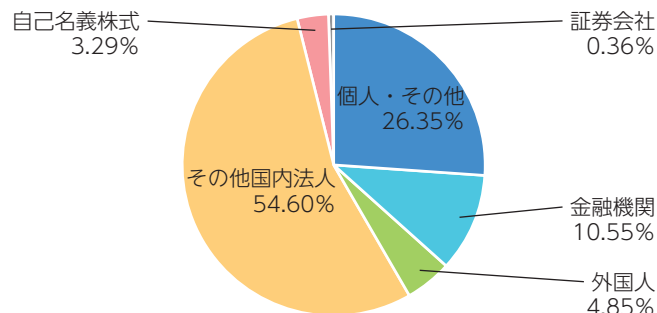
(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行を幹事とする協調融資によるものです。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 19,329,990株
(自己株式数635,825株含む)

(2) 株主数 5,297名

所有者別株式分布状況



(3) 大株主

株主名	持株数	持株比率
中部電力株式会社	9,666千株	51.71%
トーエネック従業員持株会	1,124千株	6.01%
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	826千株	4.42%
トーエネック共栄会	627千株	3.36%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	264千株	1.42%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	215千株	1.15%
株式会社三菱UFJ銀行	201千株	1.08%
トーエネック名古屋協力会持株会	139千株	0.75%
トーエネック岡崎協力会持株会	135千株	0.73%
トーエネック労働組合	131千株	0.70%

(注) 1. 当社は、自己株式635千株を保有していますが、上記大株主からは除いています。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）8名に対して、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式2,358株を交付しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
藤田 祐三	代表取締役社長 社長執行役員	—
滝本 嗣久	代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 経営企画部、経理部、資材部統括	—
堀内 保彦	代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 エネルギー事業部統括、空調管本部長	—
飯塚 厚	取締役（非常勤）	日本郵政株式会社 代表執行役副社長
鵜飼 裕之	取締役（非常勤）	学校法人東邦学園理事 学校法人東邦学園愛知東邦大学学長 ASTI株式会社 社外取締役（監査等委員）
吉本 明子	取締役（非常勤）	ボストンコンサルティンググループ シニアアドバイザー
西脇 哲也	取締役 専務執行役員 秘書部、法務部、総務部、人事部、教育センター統括	—
平田 幸次	取締役 専務執行役員 国際事業統括部統括 営業本部長	—
水野 朝之	取締役 専務執行役員 配電本部長	—
池山 竜夫	取締役 専務執行役員 技術研究開発部、情報システム部、情報通信統括部統括	—
山崎 重光	取締役 専務執行役員 東京本部長	—
鈴木 健一	取締役 常任監査等委員（常勤）	—
杉田 勝彦	取締役 監査等委員（非常勤）	弁護士 石原総合法律事務所副所長
柴田 光明	取締役 監査等委員（非常勤）	公認会計士 公認会計士柴田光明事務所所長
木村 昌彦	取締役 監査等委員（常勤）	—

- (注) 1. 取締役飯塚厚氏、鶴飼裕之氏、吉本明子氏、監査等委員である取締役鈴木健一氏、杉田勝彦氏および柴田光明氏は、社外取締役です。
2. 当社は、取締役飯塚厚氏、鶴飼裕之氏、吉本明子氏、監査等委員である取締役杉田勝彦氏および柴田光明氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として指定し、各取引所へ届け出ています。
3. 監査等委員である取締役柴田光明氏は公認会計士であり、財務および会計に関する高度な知識と豊富な経験を有しています。
4. 監査の環境の整備および社内情報の収集により監査等の有効性を確保するため、監査等委員である取締役鈴木健一氏および木村昌彦氏を常勤の監査等委員に選定しています。
5. 当事業年度における異動
取締役高木勲氏、稲垣隆司氏、吉川直利氏は、2022年6月28日をもって任期満了により退任しました。
6. 2023年4月1日付で、次のとおり地位および担当を変更しました。

氏 名	新	旧
滝 本 嗣 久	代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書部、人事部、教育センター、資材部統括	代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 経営企画部、経理部、資材部統括
西 脇 哲 也	取締役	取締役 専務執行役員 秘書部、法務部、総務部、人事部、 教育センター統括
水 野 朝 之	取締役	取締役専務執行役員 配電本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟の争訟費用を含む損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険の保険料は、当社が全額を負担しております。

当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役および監査役であります。

なお、当該保険の契約期間は1年間であり、2023年7月に更新する予定です。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本方針において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針といいます。）を定めており、その概要は次のとおりです。

- ・当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上のため、優秀な人材の確保を可能とするとともに、株主と一層の価値を共有し、業績向上へのインセンティブとして機能する水準・構成とすることを基本方針とする。
- ・個々の取締役の報酬の決定に際しては、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬により構成し、社外取締役および非業務執行取締役については、基本報酬のみとする。なお、退任慰労金その他名目の如何を問わず、退職金は支給しない。
- ・取締役の基本報酬は、在任中に支給する月例の固定報酬とし、会社業績、他社水準、中長期的な経営環境等を総合的に勘案し職責に応じ役位別に決定する。
- ・業績連動報酬は、事業年度ごとの重要業績評価指標を反映した現金報酬とし、在任中の各事業年度の連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年、一定の時期に支給する。なお、目標となる業績指標とその値は、任意の指名・報酬委員会の審議を踏まえ見直しを行う。
- ・非金銭報酬は、譲渡制限付株式を付与するものとし、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇・企業価値向上への意欲を一層高めることを目的とする。付与数については、会社業績、他社水準、中長期的な経営環境等を総合的に勘案し、職責に応じ、役位別に決定する。また付与は、在任中、毎年、一定の時期に行う。
- ・報酬水準は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬の総額について、独立した第三者による、当社と事業内容・規模等が類似する企業を対象とした役員報酬調査結果を踏まえ、任意の指名・報酬委員会にて審議し、取締役会はその審議の内容を尊重する。報酬割合は、業績連動報酬の割合を固定せず、業績が向上するにつれて総額に占める業績連動報酬の割合が高くなる設計とし、任意の指名・報酬委員会で審議された種類別の報酬割合の範囲内で決定する。

また、決定方針の決定方法については、任意の指名・報酬委員会で審議された決定方針案を取締役会で審議のうえ決議することとしています。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第103回定時株主総会において賞与を含み年額4億円以内（うち社外取締役分年額8,500万円以内）と決議されています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名です。また、2022年6月28日開催の第104回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠にて、対象の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給すること、譲渡制限付株式付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額6,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすること、発行または処分される普通株式の総数は年20,000株以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は8名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第103回定時株主総会において年額1億円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長藤田祐三が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しています。

委任を受けた代表取締役社長は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で個人別の報酬額を決定しています。当該権限を委任した理由は、代表取締役社長は任意の指名・報酬委員会の委員長であり、当該委員会の審議内容を尊重して決定をするためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう任意の指名・報酬委員会の審議を経て当該審議の内容を尊重して決定することを決定方針に定める等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	274 (21)	233 (21)	34 (-)	6 (-)	14 (5)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	62 (39)	62 (39)	- (-)	- (-)	4 (3)

- (注) 1. 上記には、2022年6月28日開催の第104回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいます。
2. 業績連動報酬等として取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く。) に対して賞与を支給しています。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、中期経営計画の数値目標と整合するように設定した連結経常利益としており、当該業績指標を選定した理由は、当社グループの業績を端的に表すものと判断したためです。なお、業績連動報酬等の額の算定方法は連結経常利益の目標値に対する達成度に応じて算出する方法とし、その目標値は、任意の指名・報酬委員会の審議を踏まえて見直すこととしています。
- 当事業年度を含む連結経常利益の推移は、1. (5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。
3. 非金銭報酬等として取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く。) に対して譲渡制限付株式を交付しています。当該譲渡制限付株式の内容およびその交付状況は、2. (4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役飯塚厚氏は、日本郵政株式会社の代表執行役副社長です。当社と日本郵政株式会社との間には、特別の利害関係はありません。

取締役鶴飼裕之氏は、学校法人東邦学園理事、学校法人東邦学園愛知東邦大学学長、およびA S T I 株式会社社外取締役です。当社と学校法人東邦学園、学校法人東邦学園愛知東邦大学、およびA S T I 株式会社との間には、特別の利害関係はありません。

取締役吉本明子氏は、ボストンコンサルティンググループシニアアドバイザーです。当社とボストンコンサルティンググループとの間には、特別の利害関係はありません。

監査等委員である取締役杉田勝彦氏は、石原総合法律事務所の副所長です。当社と石原総合法律事務所との間には、特別の利害関係はありません。

監査等委員である取締役柴田光明氏は、公認会計士柴田光明事務所の所長です。当社と公認会計士柴田光明事務所との間には、特別の利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	飯塚 厚	・当事業年度に開催した16回の取締役会のすべてに出席し、主に長年にわたる行政官および企業経営者としての見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っています。
	鵜飼 裕之	・2022年6月28日就任後、当事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、主に長年にわたる学校経営者の経験と工学博士としての専門的見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っています。
	吉本 明子	・2022年6月28日就任後、当事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、主に長年にわたる労働分野における行政官等の見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	鈴木 健一	・当事業年度に開催した16回の取締役会、20回の監査等委員会のすべてに出席し、主に他社における常勤監査役経験者として企業監査に関する専門的見地から発言を行っています。
	杉田 勝彦	・当事業年度に開催した16回の取締役会、20回の監査等委員会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
	柴田 光明	・当事業年度に開催した16回の取締役会のうち15回、20回の監査等委員会のうち19回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っています。

④ 当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

少数株主を含むすべての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にあるものとして業務執行者から独立した客観的・中立的な立場で当社経営の監督を行い、また、経営者あるいは支配株主と少数株主との利益相反の監督を行うという役割から、取締役会において経営の監督を行うだけでなく、重要な親子取引を審議する親子取引審議委員会の委員長および委員として監督を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の会計監査人としての報酬等の額
60百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
60百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、過年度の監査計画と実績の状況を踏まえ、項目別監査時間、報酬単価、報酬額の推移、職務執行状況を検証し、当事業年度における監査計画の活動内容および報酬見積の算出根拠の妥当性を総合的に判断した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任します。また、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(ご参考)

本事業報告の記載金額および株式数は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を除き表示単位未満の端数を切り捨てています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	125,633	流動負債	77,937
現金預金	30,101	支払手形・工事未払金等	45,485
預け金	1,700	短期借入金	9,082
受取手形・完成工事未収入金等	79,887	リース債務	7,710
未成工事支出金	6,787	未払費用	7,100
材料貯蔵品	3,505	未払法人税等	1,111
商品	117	未成工事受入金	3,719
その他	3,673	工事損失引当金	292
貸倒引当金	△138	リース解約損失引当金	967
固定資産	174,538	その他	2,467
有形固定資産	131,931	固定負債	105,041
建物・構築物	17,688	社債	8,400
機械、運搬具及び工具器具備品	81,943	長期借入金	22,381
土地	31,897	リース債務	49,483
建設仮勘定	401	退職給付に係る負債	19,594
無形固定資産	4,061	資産除去債務	4,686
のれん	940	その他	495
その他	3,121	負債合計	182,978
投資その他の資産	38,546	純資産の部	
投資有価証券	28,405	株主資本	110,302
繰延税金資産	6,871	資本金	7,680
その他	6,662	資本剰余金	6,848
貸倒引当金	△3,393	利益剰余金	97,310
資産合計	300,172	自己株式	△1,537
		その他の包括利益累計額	6,857
		その他有価証券評価差額金	7,548
		為替換算調整勘定	388
		退職給付に係る調整累計額	△1,079
		非支配株主持分	34
		純資産合計	117,193
		負債純資産合計	300,172

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	214,981	
その他事業売上高	17,071	232,053
売上原価		
完成工事原価	187,403	
その他事業売上原価	12,329	199,732
売上総利益		
完成工事総利益	27,578	
その他事業総利益	4,742	32,320
販売費及び一般管理費		22,033
営業利益		10,287
営業外収益		
受取利息及び配当金	492	
持分法による投資利益	75	
その他	365	932
営業外費用		
支払利息	2,131	
その他	104	2,236
経常利益		8,983
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	106	118
特別損失		
固定資産除売却損	139	
減損損失	10,004	
貸倒引当金繰入額	1,525	
投資有価証券評価損	0	
リース解約損失引当金繰入額	967	
損害賠償金	510	13,148
税金等調整前当期純損失 (△)		△4,046
法人税、住民税及び事業税	2,824	
法人税等調整額	△1,330	1,493
当期純損失 (△)		△5,539
非支配株主に帰属する当期純利益		8
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△5,548

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	105,887	流動負債	70,723
現金預金	21,646	支払手形	467
受取手形	765	電子記録債務	13,237
電子記録債権	5,131	工事未払金	24,295
完成工事未収入金	62,498	短期借入金	9,082
未成工事支出金	6,192	リース債務	7,764
材料貯蔵品	3,494	未払金	2,952
商品	51	未払費用	6,172
未収入金	2,986	未払法人税等	755
その他	3,240	未成工事受入金	2,579
貸倒引当金	△119	工事損失引当金	264
		リース解約損失引当金	967
		その他	2,186
固定資産	162,893	固定負債	102,421
有形固定資産	129,470	社債	8,400
建物・構築物	17,307	長期借入金	22,381
機械・運搬具	79,167	リース債務	49,843
工具器具・備品	827	退職給付引当金	17,194
土地	31,769	資産除去債務	4,559
建設仮勘定	398	その他	43
無形固定資産	2,881	負債合計	173,144
投資その他の資産	30,541	純資産の部	
投資有価証券	14,185	株主資本	88,130
関係会社株式・関係会社出資金	8,096	資本金	7,680
長期貸付金	454	資本剰余金	6,848
破産更生債権等	152	資本準備金	6,831
繰延税金資産	5,623	その他資本剰余金	16
その他	5,833	利益剰余金	75,138
貸倒引当金	△3,805	利益準備金	1,639
		その他利益剰余金	73,498
		海外市場開拓積立金	100
		固定資産圧縮積立金	1,220
		別途積立金	78,200
		繰越利益剰余金	△6,021
		自己株式	△1,537
		評価・換算差額等	7,506
		その他有価証券評価差額金	7,506
資産合計	268,781	純資産合計	95,637
		負債純資産合計	268,781

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	190,894	
兼業事業売上高	16,724	207,618
売上原価		
完成工事原価	167,832	
兼業事業売上原価	12,128	179,960
売上総利益		
完成工事総利益	23,061	
兼業事業総利益	4,595	27,657
販売費及び一般管理費		19,284
営業利益		8,373
営業外収益		
受取利息及び配当金	849	
その他	438	1,287
営業外費用		
支払利息	2,139	
その他	109	2,248
経常利益		7,412
特別利益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	106	112
特別損失		
固定資産除売却損	113	
減損損失	10,004	
貸倒引当金繰入額	1,525	
投資有価証券評価損	0	
リース解約損失引当金繰入額	967	
損害賠償金	510	13,121
税引前当期純損失 (△)		△5,596
法人税、住民税及び事業税	2,116	
法人税等調整額	△1,210	905
当期純損失 (△)		△6,502

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社トーエネック
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩田 国良
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村井 達久

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーエネックの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーエネック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社トーエネック
取締役会 御中有限責任あずさ監査法人
名古屋事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 国良
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村井 達久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーエネックの2022年4月1日から2023年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第105期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、監査計画等を定め、取締役、経営考査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第110条の4に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、継続的な取組みが行われており、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社トーエネック 監査等委員会

常任監査等委員（常勤）	鈴木 健一	㊟
社外監査等委員	杉田 勝彦	㊟
社外監査等委員	柴田 光明	㊟
監査等委員（常勤）	木村 昌彦	㊟

以上

株主総会 会場ご案内図

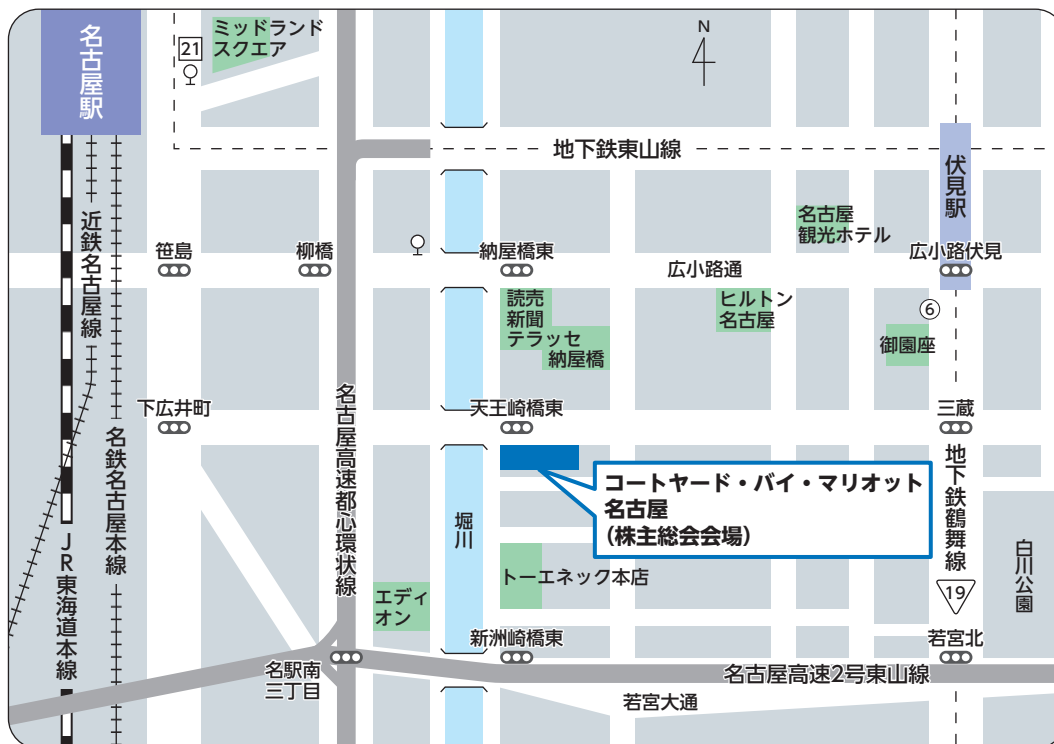
会場

コートヤード・バイ・マリオット名古屋 2階「セントラルボールルーム」
名古屋市中区栄一丁目17番6号

電話 (052) 228-2220 (代表)

交通

- JR・名鉄・近鉄 名古屋駅より徒歩約15分
- 地下鉄 (東山線・鶴舞線) 伏見駅 (6番出口) より徒歩約8分
- 市バス ♀
バス停「名古屋駅」(ミッドランドスクエア西側・21番のりば) より乗車、
系統 名駅 16 名古屋駅 (東新町経由左回り)
名駅 16 広小路本町 (柳橋経由)
C 758 名古屋駅 (広小路米)
バス停「柳橋 (1番)」で下車 (乗車時間約5分)、徒歩約5分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

